

# 個別規程 IIJ 認証アウトソースサービス

令和元年 12 月 1 日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第 1 条(種類)

IIJ 認証アウトソースサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
IIJ 認証アウトソースサービス/クライアント	IIJ 認証アウトソースサービス/プロキシ、又は、IIJ 認証アウトソースサービス/グループにおいて利用する契約者の端末(IP アドレス)を登録し、認証識別機能の提供を可能とする IIJ 認証アウトソースサービス
IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN	契約者からの接続要求に対し、VPDN(Virtual Private Dial-up Network)による仮想閉域網を経由して契約者が指定するネットワークに接続させる機能を提供する IIJ 認証アウトソースサービス
IIJ 認証アウトソースサービス/プロキシ	契約者からの接続要求に対し、契約者が指定する認証識別装置への接続要求転送を行う IIJ 認証アウトソースサービス
IIJ 認証アウトソースサービス/グループ	契約者からの接続要求に対し、当社が設置する認証識別データベースを用いた認証識別装置による認証機能を提供する IIJ 認証アウトソースサービス

## 第 2 条(品目)

IIJ 認証アウトソースサービスには、IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN において、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
タイプ D	IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目区分を I とするものに限ります。)の契約者からの接続要求に対応する IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN
タイプ K	IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目を定額プラン、定額プラン L 又はパケットシェアプラン L とするものに限ります。)の契約者からの接続要求に対応する IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN
タイプ I	IIJ モバイルサービス/タイプ I(ネットワークタイプ区分を III とするものに限ります。)の契約者からの接続要求に対応する IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN

### 第3条(最低利用期間)

IIJ 認証アウトソースサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 認証アウトソースサービス契約」といいます。)における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

### 第4条(契約の単位)

当社は、IIJ 認証アウトソースサービスの場合にあつては、一の種類毎に一の IIJ 認証アウトソースサービス契約を締結します。

### 第5条(利用条件)

IIJ 認証アウトソースサービスを利用するには、契約者は、1以上の IIJ 認証アウトソースサービス/クライアントに係る利用の申込、かつ、1以上の IIJ 認証アウトソースサービス/グループ若しくは IIJ 認証アウトソースサービス/プロキシに係る利用の申込を行うこと、又は、1以上の IIJ 認証アウトソースサービス/VPDNに係る利用の申込を行うことが必要です。

2 IIJ 認証アウトソースサービス/クライアントに係る IIJ 認証アウトソースサービスの利用の申込は、契約者が指定する一の端末毎(一の IP アドレス毎)に行うことが必要です。

3 品目をタイプ D とする IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN を利用するには、IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目区分を I とするものに限ります。)の契約者である必要があります。

4 品目をタイプ K とする IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN を利用するには、IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目を定額プラン、定額プラン L 又はパケットシェアプラン L とするものに限ります。)の契約者である必要があります。

5 品目をタイプ I とする IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN を利用するには、IIJ モバイルサービス/タイプ I(ネットワークタイプ区分を III とするものに限ります。)の契約者である必要があります。

6 契約者は IIJ 認証アウトソースサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ 認証アウトソースサービスにおいて使用するレルム(認証に必要となる契約者固有の情報又はその領域をいいます。)の指定
- (2) IIJ 認証アウトソースサービス/クライアントにおいて、当社の認証識別装置に対し接続要求を行う端末の設定
- (3) IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN において、VPDN を終端する装置の設定
- (4) IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN において、当社の認証識別装置に対し VPDN 接続要求を行う端末の設定

- (5) IIJ 認証アウトソースサービス/プロキシにおいて、接続要求転送先となる契約者の認証識別装置の設定
- (6) IIJ 認証アウトソースサービス/グループにおいて、当社の認証識別データベースへの登録が必要となる情報の当社への提供
- (7) 前 6 号の他当社が個別に指定するもの

7 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ 認証アウトソースサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

## 第 6 条(利用の申込の制限)

IIJ 認証アウトソースサービス/プロキシ、及び、IIJ 認証アウトソースサービス/グループは、同時に利用する態様での利用の申込を行うことはできません。

## 第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ 認証アウトソースサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) IIJ 認証アウトソースサービス/グループにおいて対象となるアカウント数
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

## 第 8 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ 認証アウトソースサービスには、次のオプションサービスがあります。

### (1) 負荷分散オプション

IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN において、VPDN を終端する複数の装置への接続転送を負荷分散する機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 負荷分散オプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

## 第 9 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 認証アウトソースサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

## 第 10 条(料金)

契約者が、IIJ 認証アウトソースサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ 認証アウトソースサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

## 第 11 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ 認証アウトソースサービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

## 第 12 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ 認証アウトソースサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ 認証アウトソースサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

## 第 13 条(保証の限定)

IIJ 認証アウトソースサービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

## 第 14 条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ 認証アウトソースサービスに係る機能が制限されることがあります。

2 当社は、IIJ 認証アウトソースサービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

3 品目をタイプ I とする IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN と IIJ モバイルサービス/タイプ I (ネットワークタイプ区分をⅢとするもの) を利用している場合、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを併用することはできません。

4 品目をタイプ K とする IIJ 認証アウトソースサービス/VPDN と IIJ モバイルサービス/タイプ K を利用している場合、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを併用することはできません。

## 附則

平成 21 年 3 月 1 日施行

この契約約款は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

平成 21 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

平成 22 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 9 月 1 日から実施します。

平成 23 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

平成 23 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 26 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

平成 27 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 5 月 1 日から実施します。

平成 27 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

平成 30 年 3 月 15 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 15 日から実施します。

平成 30 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

令和元年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 12 月 1 日から実施します。

## **別紙 1 IIJ 認証アウトソースサービスにおける料金等 [第 10 条 関係]**

### **1 初期費用**

#### **(1) 基本サービス**

IIJ 認証アウトソースサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### **(2) オプションサービス**

負荷分散オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### **2 月額費用**

(1) 基本サービス

IIJ 認証アウトソースサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

負荷分散オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

### 3 一時費用

(1) 第 7 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更手数料にあつては、一回の変更毎に当社が別途契約者に示す金額

## 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 11 条関係]

### 1 第 11 条第 1 項関係

第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

### 2 第 11 条第 2 項関係

第 8 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

## 別紙 3 料金の減額 [第 12 条関係]

利用不能時の減額 (第 12 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。